

平成18年度公共事業再評価対象事業に係る委員会意見及び県の対応方針

番号	事業名	地区名等	実施場所	全体事業費 (千円)	予定工期	県の対応 方針(案)	公共事業再評価審議委員会意見			県の対応方針
							意見	評価	附帯意見・評価理由	
1	県営かんがい排水事業	岩木川左岸	つがる市、鶴田町、 五所川原市	4,450,000	H8 ~ H24	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
2	県営かんがい排水事業	福館放	青森市、藤崎町、 五所川原市	1,200,000	H13 ~ H21	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
3	県営防災ダム事業	五戸川3期	八戸市、新郷村、 五戸町	1,012,000	H13 ~ H21	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
4	県営海岸保全施設整備事業	浜田	横浜町	861,768	S58 ~ H19	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
5	県営海岸保全施設整備事業	松神	深浦町	1,947,406	S59 ~ H24	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
6	県営海岸保全施設整備事業	大戸瀬	深浦町	1,054,408	S61 ~ H24	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
7	県営海岸環境整備事業	十二湖	深浦町	4,970,000	H6 ~ H21	継続	対応方針(案)どおり	継続	附帯意見：別紙	附帯意見を踏まえて継続
8	地域水産物供給基盤整備事業	岩崎	深浦町	2,750,000	H14 ~ H22	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
9	地域水産物供給基盤整備事業	十三	五所川原市	5,200,000	H14 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
10	地域水産物供給基盤整備事業	今別	今別町	2,878,000	H14 ~ H21	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
11	地域水産物供給基盤整備事業	平内	平内町	3,533,000	H14 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
12	地域水産物供給基盤整備事業	野辺地	野辺地町	1,110,000	H13 ~ H21	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
13	地域水産物供給基盤整備事業	横浜	横浜町	3,700,000	H14 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
14	地域水産物供給基盤整備事業	脇野沢	むつ市	2,704,000	H14 ~ H21	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
15	地域水産物供給基盤整備事業	佐井	佐井村	5,504,000	H14 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
16	地域水産物供給基盤整備事業	奥戸	大間町	3,715,000	H14 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
17	地域水産物供給基盤整備事業	下手浜	大間町	2,507,000	H14 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
18	地域水産物供給基盤整備事業	野牛	東通村	3,260,000	H14 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
19	地域水産物供給基盤整備事業	百石	おいらせ町	3,000,000	H14 ~ H20	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
20	地域水産物供給基盤整備事業	東通東部	東通村	1,488,000	H14 ~ H20	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続

平成18年度公共事業再評価対象事業に係る委員会意見及び県の対応方針

番号	事業名	地区名等	実施場所	全体事業費 (千円)	予定工期	県の対応 方針(案)	公共事業再評価審議委員会意見			県の対応方針
							意見	評価	附帯意見・評価理由	
21	広域漁港整備事業	北金ヶ沢	深浦町	2,700,000	H14 ~ H21	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
22	広域漁港整備事業	小泊	中泊町	7,008,000	H14 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
23	広域漁港整備事業	下風呂	風間浦村	2,200,000	H14 ~ H21	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
24	広域漁港整備事業	大畑	むつ市	4,008,000	H14 ~ H21	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
25	広域漁港整備事業	白糖	東通村、六ヶ所村	15,310,000	H14 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
26	広域漁港整備事業	三沢	三沢市	9,910,000	H14 ~ H21	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
27	広域漁港整備事業	八戸	八戸市	7,800,000	H14 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
28	国道改築事業	国道338号白糖バイパス	東通村、六ヶ所村	9,072,000	S62 ~ H29	継続	対応方針(案)どおり	継続	附帯意見：別紙	附帯意見を踏まえて継続
29	緊急道路建設事業	鶴ヶ坂千刈線白旗野	青森市	1,500,000	H9 ~ H22	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
30	緊急道路建設事業	鳥屋部十日市線鳥屋部	階上町	831,000	H9 ~ H20	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
31	緊急道路建設事業	弘前柏線桑野木田	つがる市	2,584,000	H9 ~ H19	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
32	地方特定道路建設整備事業	清水川滝沢野内線滝沢	青森市	890,000	H9 ~ H23	中止	対応方針(案)どおり	中止		中止
33	地方特定道路建設整備事業	南部田子線道ノ上	田子町	1,300,000	H9 ~ H22	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
34	港湾事業 七里長浜港改修(地方)事業 防波堤	七里長浜港	鱒ヶ沢町	8,000,000	H3 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続	附帯意見：別紙	附帯意見を踏まえて継続
35	港湾事業 八戸港改修(重要)事業 道路改良	八戸港	八戸市	2,559,000	H9 ~ H23	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続
36	港湾事業 尻屋岬港改修(地方)事業 防波堤(東)、防波堤(西)	尻屋岬港	東通村	5,540,000	H4 ~ H33	継続	対応方針(案)どおり	継続	附帯意見：別紙	附帯意見を踏まえて継続
37	特定環境保全公共下水道事業	三厩処理区	外ヶ浜町	5,785,000	H9 ~ H27	継続	対応方針(案)どおり	継続		継続

番号に が付された事業は、県以外が実施主体である事業

(別紙)

1 全般的事項

(1) 公共事業評価の手法について

過疎化が進む地域においては、地域振興を図る上で、社会資本整備を先行して進める必要がある場合でも、従来の評価手法では、その必要性が十分に反映されているとはいえない面が認められる。

そのため、人口減少が予想され過疎化が進行する見込みの中、今後とも本県における地域振興を積極的に図っていくためには、これまでとは違った評価の仕方が必要と思われるので、こうした点を踏まえ、公共事業評価の手法について再検討を行うことを求めるものである。

(2) 沿岸部の環境への配慮について

三方を海に囲まれる青森県は、豊かな海岸景観と貴重な自然環境を有しており、我々はこれらを次世代へ継承していく必要がある。

今年度の再評価審議委員会においては、沿岸部の事業を多数審議し、また現地調査を行い海洋生物の生態・行動に関する専門家の意見を聞いた結果、砂浜における漂砂の遮断防止対策の必要性がクローズアップされたところである。

このことから、県による沿岸部への新たな施設の設置により、漂砂が遮断される恐れがある場合には、事前調査、モニタリングを充実させることを求めるものである。

2 個別的事項

(1) 県営海岸環境整備事業 / 十二湖について

本事業は、農用地及び国土を海岸侵食から保全する地域防災機能の発揮を目的としているほか、海岸保全施設に親水機能を有した施設整備を行い、県民に保養、憩いの場を提供することも目的としていることから、県内でも有数の観光地域である西海岸地域の一層の観光振興に貢献するものといえる。

しかしながら、これらの親水施設の管理については、覚書により町が管理することとされているものの、具体的な管理方法は明確となっていない状況である。

したがって、所期の目的の達成のためにも、完成した施設の適切な管理体制の整備とともに、併せて利用客数の実績調査を行い、その結果が利用計画づくりに適切に反映されることを望むものである。

(2) 国道改築事業 / 国道 338 号白糠バイパスについて

一般国道 338 号は、下北半島地域にとり、生活・経済・観光アクセスに大きく寄与するものである。

しかしながら一方において、今後地域の人口減少に伴い、交通量も減少するという課題を抱えている。

こうした状況においては、適切な公共投資のためにも、今後交通量を継続的に評価すると共に、状況に応じて設計変更を検討するなど、柔軟な対応を求めるものである。

(3) 港湾事業 七里長浜港改修(地方)事業 防波堤 / 七里長浜港について

海洋生物の生態・行動に関する専門家の意見によれば、七里長浜の現状は、砂浜の侵食が著しく、本来の景観・生態系が損なわれる過程にあり、その要因の一つとして、七里長浜港による漂砂の遮断が考えられるとのことであった。

したがって、七里長浜港が七里長浜の環境等にどのような影響を与えているのかを検討するために、学識経験者による検討委員会を組織し、調査を行うことを求めるものである。

(4) 港湾事業 尻屋岬港改修(地方)事業 防波堤(東)、防波堤(西) / 尻屋岬港について

尻屋岬港は、県内をはじめ、広く北海道、東北、関東にかけての経済圏域を有する、県内地方港湾の中では最大の物流拠点港と位置付けられている。

このため、本港のこうした特性を有効に発揮させるためにも、今後より一層のポートセールスに努め、利用者の増加を目指すことが必要である。

また、本港は避難港としての位置付けも大きいことから、本港の運用に当たっては、その役割が十分に機能するよう関係機関と調整を図ることが望まれる。